

次に、リム・ふくやまの運営についてであります。

まず、再委託にかかる市内業者への発注業務数は、2014年度（平成26年度）は、6業務であります。

今年度は、清掃・防虫駆除など4業務、水質検査で2業務、空調設備の保守点検で1業務の合計7業務を市内業者に変更したことにより、業務全体で13業務となっております。

また、商業施設の運営にとって、顧客満足度は、最も重要なポイントであり、衛生管理・安全管理などを統括して顧客やテナントに良質なサービスを提供することは大切な要素であります。

そういったことから、施設運営 維持管理業務の統括者として、複数の業務の遂行を求められる契約において、受託者が専門的な知識・経験を必要とする業務について、再委託することは、福山市 契約規則 第8条 ただし書きの「特別の事情」にあたるものとして、契約規則に違反するものではありません。

なお、再委託の承諾手続きにつきましては、適切に行っているものであります。

次に、契約のあり方についてであります。本市は、大型商業施設の運営が可能と思われる全国規模の企業に対し、打診や折衝を精力的に行いました。

そのうち、運営に前向きな意向を示した 2 者を指名し、価格競争だけでなく、総合的な施設運営の提案を求める指名型プロポーザルを実施することとしました。

その後、1 者が辞退し、1 者のみの提案となりましたが、提案者は、他の応募者があると予測し、競合する意思を持って、提案したものであります。

本市では、公正・公平の観点と業務の履行能力の確保の観点から、「福山市 商業施設 賃借人選定委員会」において、最低基準点を設け、審査を経て選定された賃借人候補者と、地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号の随意契約の規定に基づき契約を締結したものであります。

今後も、エフピコ・リムが、公共施設と商業施設が一体となった中心市街地のにぎわい創出拠点として、その機能が発揮できるよう、努めて参ります。

以上